

社会医療法人 道北勤労者医療協会 定款

2021年 3月 8日 制定
2021年 5月 14日 改定
2021年 8月 5日 改定
2022年 5月 9日 改定
2022年 10月 20日 改定

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、社会医療法人 道北勤労者医療協会と称する。

第2条 本会は、事務所を旭川市東光1条1丁目1番16号に置く。

第2章 目的と事業

第3条 本会は、病院(診療所、介護老人保健施設)を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目的とする。

また、道北地域の深刻な医療や介護の実態に鑑み、道北地域の人々の期待にこたえ患者の立場にたって、親切でよい医療・介護を行うこと、地域住民の生命と健康を守って道北各地へ医療施設の建設をすすめること、新しい医学の成果に学び国際交流をはかること、たゆみない医療・介護の質の向上をめざす。

第4条 本会が目的達成のために開設する病院(診療所・介護老人保健施設)の名称及び開設場所は次のとおりとする。

- (1) 道北勤医協旭川医院 旭川市神楽3条4丁目2番4号
- (2) 道北勤医協一条通病院 旭川市東光1条1丁目1番17号
- (3) 道北勤医協宗谷医院 稚内市末広3丁目6番5号
- (4) 老人保健施設かたくりの郷 旭川市神楽3条4丁目2番14号
- (5) 道北勤医協一条クリニック 旭川市東光1条1丁目1番16号
- (6) 道北勤医協ながやま医院 旭川市永山5条11丁目2番20号

2 本会が北海道知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院の名称は次のとおりとする。

- (1) 北海道医療計画に記載された救急医療(道北勤医協一条通病院)

第5条 本会は、前条に掲げる病院(診療所・介護老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。

- (1) 訪問看護ステーション東光ぬくもりポートの経営
- (2) 訪問看護ステーション宗谷さわやかポートの経営
- (3) 宗谷医院指定居宅介護支援事務所の経営
- (4) [おおまちデイサービスセンターの経営](#)
- (5) 宗谷医院デイサービスセンターの経営
- (6) 道北勤医協ケアプランセンターの経営
- (7) ながやま医院デイサービスセンターの経営
- (8) 旭川市の委託を受けて行う東光地域包括支援センターの経営
- (9) 道北勤医協ケアプランセンターかぐらの経営
- (10) [道北勤医協ケアプランセンターおおまちの経営](#)

第3章 資産及び会計

第6条 本会の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

2 本会の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第7条 本会の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産(別紙目録)
 - (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品
- 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の決議を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第8条 本会の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

- 2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。
- 3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。

第9条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第10条 本会の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の決議を経て定める。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 本会の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類(以下「事業報告書等」という)を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。

- 2 本会は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本会の「定款」を事務所に備えて置き、請求のあつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 本会は毎会計年度終了3か月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を北海道知事に届け出なければならない。

第13条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

第4章 社員

第14条 本会の社員中、親族等の数は、社員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

第15条 本会の目的に賛同しその目的達成のために積極的に参画しようとする者は、社員総会の承認を受けて、本会の社員となることができる。

- 2 本会は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第16条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除名
 - (2) 死亡
 - (3) 退社
- 2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本会の「定款」に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の決議によって除名することができる。
 - 3 前項の場合、除名しようとする社員の希望があれば、弁明の機会を与えなければならない。

第17条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届出て、その同意を得て退社することができる。

第5章 社員総会

第18条 理事長は、定時社員総会を毎年2回、3月と6月に開催する。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。
- 3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

第19条 社員総会の議長は出席社員の中から社員総会において選任する。

第20条 次の事項は、社員総会の決議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
 - (2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)
 - (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
 - (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
 - (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
 - (6) 収支予算及び決算の決定、又は変更
 - (7) 重大な資産の処分
 - (8) 借入金額の最高限度の決定
 - (9) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更
 - (10) 社員の入退会、除名
 - (11) 本会の解散
 - (12) 他の医療法人との合併契約の締結
- 2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。

第21条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

- 2 社員総会の議事は法令又はこの「定款」に定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることはできない。

第22条 社員は、社員総会において各1個の議決権及び選挙権を有する。

第23条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項の他は議決することができない。ただし、急を要する場合はその限りではない。

- 2 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ、書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第24条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第25条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第26条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

第6章 役員

第27条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上36名以内 うち理事長1名
- (2) 監事 2名以上3名以内

第28条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 本会の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員総数の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれてはならない。なお、監事については、他の役員の子親族等が含まれてはならない。
- 3 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。

- 4 本会が開設する病院(診療所、介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。
- 5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第29条 理事長は、本会を代表し、本会の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

- 2 理事長は、医療法人の業務を執行し、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を担う。
 - (1) 本会の業務を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本会の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3ヶ月以内に社員総会又は理事会に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくはこの定款に違反する重大な事実を発見したときは、これを北海道知事、又は社員総会、理事会に報告すること。
 - (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの「定款」に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- 5 監事は、本会の理事又は職員(本会の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。

第30条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠により選出した役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第27条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第31条 役員は任期中といえども、本会の名誉を毀損し、又は目的に反するような行動があったときは、社員総会の決議を経てこれを解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することはできない。

第32条 役員の報酬は勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることをのみによって支給しない。

第33条 役員の報酬等は別に定める基準により支給する。

第34条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなくてはならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会がその理事の債務を保証することとその他その理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第7章 理事会

第35条 理事会は、すべての理事によって構成する。

第36条 理事会は、この「定款」に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選出及び解職

- (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定
- (5) 多額の借財の決定
- (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定

第37条 理事会は理事長が招集する。この場合、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。
- 3 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催できる。

第38条 理事会の議長は理事長とする。

第39条 理事は、理事会において各1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の決議事項につき、特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第40条 理事会の決議は、法令又はこの「定款」に別段に定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、第20条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りでない。

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事長および監事は、前項の議事録に署名し又は記名押印する。

第42条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第8章 「定款」の変更

第43条 この「定款」は、社員総会の議決を経、かつ北海道知事の認可を得なければ変更することができない。

第9章 解散及び合併

第44条 本会は次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
 - (2) 社員総会の決議
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 他の医療機関との合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 設立許可の取消し
- 2 本会は、総社員4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない、
 - 3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、北海道知事の認可を受けなくてはならない。

第45条 本会が解散したときは、合併及び破産手続き開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

- 2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会が解散した場合には、北海道知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。
 - (1) 現務の完了
 - (2) 債務の取立て及び債務の弁済
 - (3) 残余財産の引渡し

第46条 本会が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続き開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の医療機関に帰属させるものとする。

第47条 本会は、総社員の同意があるときは、北海道知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。

第10章 雑則

第48条 本会の公告は、電子公告(ホームページ)によって行う。

第49条 この「定款」の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法によって行う。

以上

附則

(施行期日)

- 1 この定款はこの医療法人成立の日から施行する。

(設立当時の役員)

- 2 本会の医療法人設立当初の役員は次の通りである。

理事長 萩原 信宏
 専務理事 波治 裕美
 理事 渡辺 一品
 理事 辻 金之助
 理事 大橋 銀次郎
 理事 阿部 理
 監事 杉尾 正明
 監事 五十嵐 久弥

(別紙目録)

本会の基本財産は以下の通りである

	所在地(用途)	数量	金額
土地	旭川市豊岡1条1丁目268番地3,8 (一条通病院用他)	3,144.25㎡ (951.14坪)	121,825,560円
土地	旭川市神楽2条5丁目870番地3 (旧旭川医院用他)	439.75㎡ (133.03坪)	11,857,826円
計		3,584.00㎡	133,683,386円